

臨時調理員の雇用条件

1 任用形態	臨時職員（調理員）
2 職務内容	調理業務
3 任用期間	任用から1年以内 * 1年以上継続しての任用はできない。
4 勤務日、勤務時間等	<p>1 勤務日 1週間あたり 40時間勤務とする。 （勤務日については、別に定める勤務表による。）</p> <p>2 勤務を要しない日 日曜日及び勤務表に定める日</p> <p>3 始業・終業時刻及び休憩時間 平日始業時刻 8時30分 終業時刻 17時15分 （休憩時間45分） 土曜始業時刻 8時30分 終業時刻 12時30分</p>
5 時間外勤務等の有無	<p>1 時間外勤務をさせることが（有・無）</p> <p>2 週休日又は休日に勤務をさせることが（有・無）</p>
6 休暇	<p>1 年次有給休暇 労働基準法に定めるところの日数を付与する。</p> <p>2 その他の休暇 （有給）公民権行使のための休暇、公の職務執行のための休暇、子の看護のための休暇 （無給）生理休暇、妊産婦の健康審査等のための休暇、妊婦の通勤緩和のための休暇、妊婦の母体等の健康保持のための休暇、妊娠に起因する障害のための休暇、出産休暇、保育時間休暇</p>
7 賃金	<p>1 賃金 日額 6,940円（締切日 月末）</p> <p>2 通勤手当 通勤距離2キロ以上の場合に支給 （支給要件：雇用期間2ヶ月以上） 2キロ以上 5キロ未満 2,200円 5キロ以上10キロ未満 4,800円 10キロ以上15キロ未満 8,000円 15キロ以上5キロ増すごとに3,200円加算 40キロ以上 27,200円</p> <p>3 支払日 毎月10日 （土曜日、日曜日又は休日に当たる場合には、その前日）</p> <p>4 その他 期末手当相当分として、6月(3,000円)、12月(10,000円)支給 * 4月1日雇用の場合</p>
8 退職等	<p>1 解雇となる事由及び手続き (1)解雇となる事由 地方公務員法第28条及び第29条のいずれかに該当する場合 (2)解雇の手続き 解雇の旨を記載した書面を交付する。</p> <p>2 退職となる事由 (1)自己都合 (2)任用期間の満了 自己都合により退職しようとするときは、1ヶ月前までに申し出ること。</p>
9 公務災害補償	労働者災害補償保険法を適用
10 社会保険等 （2ヶ月以上任用の場合）	<p>1 社会保険加入（健康保険、厚生年金）</p> <p>2 雇用保険適用有 介護保険の第2号被保険者は、健康保険法の定めにより、介護保険料相当額を徴収</p>